

鹿嶋市障害者雇用奨励金をご利用ください。

鹿嶋市では、障がい者の雇用促進を図るため、国の特定求職者雇用開発助成金の支給期間満了後も、引き続き障がい者を雇用している事業主に対して、奨励金を支給いたします。

支給対象者

○次の3点をすべて満たす事業主の方です。

市内に事業所を持つ。

国の特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者雇用開発助成金）の支給期間が平成21年3月1日以降に満了している。

以下のいずれかに該当する障がい者を雇用している。

ア 1・2級の身体障害者手帳所持者

イ 45歳以上の身体障害者手帳所持者

ウ 療育手帳所持者

エ 精神障害者保健福祉手帳所持者

オ 総合失調症、そううつ病又はてんかんにかかっている者（ウ、エに掲げる者を除く）

奨励金の額

障がい者一人当たり 月額5,000円 を支給いたします。



支給期間

最大 24ヶ月間 です。

特定求職者雇用開発助成金の支給期間が満了した月の翌月から、6ヶ月間ごとの雇用の継続が必要となります。

申請について

- ・申請は、6ヶ月毎になります。
- ・特定求職者雇用開発助成金の支給期間が満了した月の翌月から、引き続き障がい者を雇用していれば、その雇用している期間（6ヶ月毎）に対して奨励金を支給します。
- ・申請期間は、6ヶ月が経過した日の翌日から起算して1ヶ月以内です。
- ・申請書については、鹿嶋市役所商工観光課までお問い合わせいただくか、市役所HP（部署・施設 環境経済部 商工観光課）にも掲載してあります。

必要書類（以下の書類を揃えてお持ちください。）

・障害者雇用奨励金支給申請書（様式第1号）

・特定求職者雇用開発助成金の最終支給対象期における支給決定通知書の写し

・雇用の事実を証明する書類

（支給対象期間中の賃金台帳、又は、出勤簿、又は、タイムカードの写し）

必ず申請期間内に書類の提出をして下さい。特定求職者雇用開発助成金の支給決定通知書については、後日、茨城労働局から届いてからの提出でもかまいません。

現在、国の特定求職者雇用開発助成金を利用し、引き続き、市の障害者雇用奨励金を利用したいという事業所は、現況調査（利用者把握）のため、一度、商工観光課までご連絡ください。

問合せ先

鹿嶋市役所商工観光課 TEL：0299-82-2911（内391）

市役所HP：<http://www.city.kashima.ibaraki.jp/>